

平成 19 年度税制改正に関する要望

平成 18 年 9 月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所

我が国経済は、政府による構造改革の進展に加えて、企業及び家計部門の不断の努力により、長い低迷の時期から抜け出して着実に回復しており、ようやく未来への明るい展望が持てる状況となったと考えられます。

こうした中、人口減少・少子高齢化社会の到来や加速する経済のグローバル化への対応などの課題がありますが、その解決には、持続的かつ安定した経済成長が必要であり、その基本は「躍動感に満ちた活力のある証券市場」を構築・維持していくことであります。

証券税制は、証券市場のより一層の活性化及び「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするための重要なインフラであり、現在の株価水準や売買主体・売買状況に左右されることなく、中長期的な視点に立って、個人投資家による証券投資の拡大に向け、実効性のある措置が講じられるべきであります。

最近の株式市場は、ようやく活力を取り戻し、個人株主数は増加基調にあり、個人投資家の株式の売買高や全体に占める個人の割合が増えています。しかしながら、約 1,500 兆円の我が国の個人金融資産に占める株式及び株式投資信託の保有割合は 10%程度にすぎず米国の 28%やドイツの 19%を大きく下回っています。

また、60 歳以上の世帯が個人金融資産の約 5 割強を保有しておりますが、これら高齢者層は貯蓄重視、リスクを回避する傾向にあります。今後の本格的な超高齢化社会では、退職後の長い期間の生活を支える資金の源として、個人が証券を長期にわたって保有し、その利益を長期間享受できる流れを作る必要があります。こうした状況から見れば、上場株式・株式投資信託の譲渡益及び配当金等に係る軽減措置の継続が不可欠であり、加えて、個人投資家の長期投資の促進・保有の観点から、上場株式の配当金及び株式投資信託の分配金に対する 2 分の 1 課税の措置が必要であります。

一方、利子所得も含めた金融所得全般に対する一体課税については、より一層「投資」を行い得るための必要な制度整備であり、簡素でわかりやすく、かつ合理的・中立的な仕組みとし、実務的な課題を十分に検証したうえで、一体化を図るべきものと考えます。

つきましては、平成 19 年度税制改正に関しまして、次の事項を要望いたしますので、その実現方につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

．「貯蓄から投資へ」の流れを加速・確実なものとするための税制措置

- 1．上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡益に対する税率（10％）を継続すること
- 2．上場株式等の配当金及び公募株式投資信託の分配金に対する税率（10％）を継続すること
- 3．上場株式等の配当金及び公募株式投資信託の分配金に対する2分の1課税を措置すること
- 4．親子間等の株式及び株式投資信託の贈与・相続について、その評価額を「現行制度の70％相当額」又は「直近1年間のうち最も低い最終価格」のいずれか選択できるようにするとともに、特別控除制度を創設するなど課税の軽減措置を講じること

．金融所得課税の一体化を促進するための税制措置

- 1．株式等の譲渡損益の通算対象に、株式投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差益、株式等の配当金、証券先物・オプション取引及びカバードワラントに係る取引損益、公社債に係る譲渡損益・償還差損益・利子、公社債投資信託に係る期中分配金・償還（解約）差損益・譲渡損益を加えるとともに、当該損益通算後における損失の翌年以降への繰越控除を認めること
- 2．特定口座において上記1に係る譲渡損益の通算対象の拡大措置を認めること
- 3．上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除について繰越控除期間を3年間から7年程度に延長すること

．投資信託等の活性化に向けた税制措置

- 1．投資信託財産の併合を円滑に行うために必要な税制上の措置を講じること
- 2．不動産投資法人等に係る不動産取得税を撤廃すること。少なくとも平成19年3月31日まで適用されている土地・建物の評価額に係る軽減措置を延長すること
- 3．新たに投資信託法で設けられた投資法人短期社債について、税制上、適切に措置すること
- 4．不動産投資法人が取得した土地・建物の所有権の移転に関する仮登記に係る登録免許税を引き下げること
- 5．不動産投資法人等及び証券投資法人に係る支払配当損金算入要件については、制度の円滑な運営を確保するため、一定の要件について見直しを図ること
- 6．不動産投資法人が保有している定期借地権及び当該土地に建てられている物件に係る減価償却額の算定方法を改善すること
- 7．不動産取得税の課税標準に関する特例における適用施設に係る要件を緩和すること
- 8．不動産投資法人及び証券投資法人について、株式等に対して配当や有償減資等の課税の見直し、税制上の優遇措置（所得控除制度を含む）や相続・贈与等に係る軽減措

置等が手当てされる際には、同様の措置を講じること

・確定拠出年金制度等に関する税制措置

- 1．特別法人税を撤廃すること
- 2．拠出限度額を引き上げること
- 3．制度上企業型における従業員拠出が認められる際には、税制上の措置を講じること

・延長・恒久化要望

- 1．株式分割等・単元のくくり直しによる新株券に係る印紙税の非課税措置を恒久化又は延長すること
- 2．上場会社等による自己株式の公開買付けによる場合のみなし配当課税の免除措置を恒久化又は延長すること
- 3．特定中小会社の株式の譲渡益に対する2分の1課税の特例措置を恒久化又は延長すること

・その他

- 1．配当の二重課税を廃止すること
- 2．特定管理株式のみなし譲渡損失について譲渡損失の繰越控除の対象に含めること
- 3．非居住者・外国法人の受け取る振替債（国債以外の公社債）の利子について非課税とすること
- 4．オープン型の証券投資信託の収益の分配の通知書（支払通知書）について、電子情報処理組織を利用する方法等による交付を認めること
- 5．電子情報処理組織を利用する方法等により交付される「特定口座年間取引報告書」等について確定申告書の添付書類に含めること
- 6．特例社債等の利子に適用される非課税措置等の経過措置を延長すること

以 上